６小介第７６６号

令和６年５月２７日

市内地域包括支援センター　管理者　様

市内居宅介護支援事業所　　管理者　様

小牧市介護保険課長　水野　清志

介護予防サービス計画及び第１号介護予防ケアプランの評価期間について（通知）

　日ごろは、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について問い合わせがありましたので、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

記

介護予防サービス計画及び第１号介護予防ケアプラン（以下計画とする。）の評価期間については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日付厚生労働省令第37号）第30条十五」及び「小牧市第１号介護予防支援事業実施要綱（平成29年1月10日付28小介第2772号）第31条十六」において、「担当職員は、介護予防サービス計画（第１号介護予防ケアプラン）に位置づけた期間が終了するときは、当該計画（第１号介護予防ケアプラン）の目標の達成状況について評価しなければならない。」とされており、「３ヶ月または６ヶ月に１回、評価を行わなければならない。」というように機械的な評価の実施期間の定めはありません。

したがって小牧市では、計画に利用者の認定有効期間内の期間等で利用者にあった適切な支援の実施期間を位置づけ、評価の実施については、計画の期間の終了するときに行えばよいこととします。ただし、利用者の状態や生活状況等に変化が生じた場合は、必要に応じて適切に評価を実施してください。

上記については、あくまで小牧市におけるケアマネジメントに関する考え方である点にご留意ください。

参考

|  |
| --- |
| 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（令和３年３月１６日付老高発０３１６第３号・老認発０３１６第６号・老老発０３１６第５号：別紙２３） |
| 「期間」は、「支援内容」に掲げた支援をどの程度の「期間」にわたり実施するかを記載する（「〇か月」「〇月〇日～〇月〇日」など記載する）。なお、「期間」の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。また、「支援内容」に掲げたサービスをどの程度の「頻度（一定期間内での回数、実施曜日等）」で実施するか提案があれば記載する。 |

＜問合せ先＞

小牧市役所

介護保険課　給付指導係

電　話：０５６８－７６－１１５３